

立川市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）の公布による。

立川市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

立川市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年立川市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<u>立川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例</u>	<u>立川市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u>
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。	第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償 <u>及び期末手当</u> の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。
(期末手当)	(期末手当)
第5条 ……略……	第5条 ……略……
2 期末手当の額は、第2条の規定により定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、 <u>立川市一般職の職員の給与に関する条例</u> （昭和26年立川市条例第16号。以下「給与条例」という。）第24条第1項に規定する職員（給与条例第7条第3項第1号に定める行(1)4級職員及び給与条例第4条第4項に規定する行(1)5級職員を除く。）に適用される割合を乗じて得た額に規則で定める在職期間に応じた支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、第2条の規定により定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、 <u>100分の120</u> を乗じて得た額に規則で定める在職期間に応じた支給割合を乗じて得た額とする。
3及び4 ……略……	3及び4 ……略……
<u>(勤勉手当)</u>	
第6条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、その者の勤務成績	

に応じて、それぞれ基準日の属する会計年度の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは任期の満了により失職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、第2条の規定により定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、この項前段の規則で定める額に、給与条例第24条の2第2項第1号に掲げる職員（給与条例第7条第3項第1号に定める行(1)4級職員及び給与条例第4条第4項に規定する行(1)5級職員を除く。）に適用される割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 勤勉手当の不支給及び一時差止めは、一般職の職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

（支給方法の特例）

第7条 報酬、期末手当及び勤勉手当は、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支給することができる。

（適用除外）

第8条 ……略……

（委任）

第9条 ……略……

別表第1（第2条関係）

日額（円）	月額（円）	時間額（円）

（支給方法の特例）

第6条 報酬及び期末手当は、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支給することができる。

（適用除外）

第7条 ……略……

（委任）

第8条 ……略……

別表第1（第2条関係）

日額（円）	月額（円）	時間額（円）

.....略.....略.....略.....
-------------	-------------	-------------

備考 この表に定める報酬の額は、給与条例第10条に規定する通勤手当に相当する報酬の額、給与条例第10条の2に規定する特殊勤務手当に相当する報酬の額、給与条例第14条に規定する時間外勤務手当に相当する報酬の額、給与条例第15条に規定する休日勤務手当に相当する報酬の額、給与条例第16条に規定する夜間勤務手当に相当する報酬の額その他規則で定める報酬の額を含まない。

.....略.....略.....略.....
-------------	-------------	-------------

備考 この表に定める報酬の額は、立川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年立川市条例第16号）第10条に規定する通勤手当に相当する報酬の額、同条例第10条の2に規定する特殊勤務手当に相当する報酬の額、同条例第14条に規定する時間外勤務手当に相当する報酬の額、同条例第15条に規定する休日勤務手当に相当する報酬の額、同条例第16条に規定する夜間勤務手当に相当する報酬の額その他規則で定める報酬の額を含まない。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる条例の規定中「立川市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「立川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改める。
 - (1) 立川市一般職の職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和27年立川市条例第3号）第3条第2項
 - (2) 立川市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年立川市条例第18号）第2条第2項